別紙10

# 認可外保育施設指導監督基準チェック表

※水色箇所及び「チェック」欄に記入すること。なお、チェックに当たっては、詳細、解釈等について、認可外保育施設指導監督基準（令和６年４月10日付けこ成保第230号の最終改正版）を必ず参照すること

| 保育施設名 | | 連絡先 | |
|---|---|---|---|
| 住所 | | 記入者名 | |

| 分類 | | チェック | | 項目 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １ 保育に従事する者の数及び資格<br>※申請機関は、「保育従事者配置数」に記入すること。<br>※「利用対象児童数」は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること。 | | 必須 | □ | 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間については、概ね以下に定める数以上である<br>（ただし２人を下回ってはならない） | 児童１人当たりの保育従事者数 | 利用対象児童数 | 保育従事者必要数 | うち保育士又は看護師必要数 | 保育従事者配置数 | うち保育士又は看護師 | うちその他 |
| | | | | 乳児３人につき保育に従事する者１人 | 0.333人 | 0人 | 0.0人 | | | | |
| | | | | １、２歳児６人につき保育に従事する者１人 | 0.167人 | 0人 | 0.0人 | | | | |
| | | | | ３歳児２０人につき保育に従事する者１人 | 0.050人 | 0人 | 0.0人 | | | | |
| | | | | ４歳児以上３０人につき保育に従事する者１人 | 0.033人 | 0人 | 0.0人 | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育に従事する者の概ね１／３が保育士か看護師<br>（保育に従事する者が２人の場合１人） | 合計 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 必須 | □ | 保育に従事する者が常時２人を下回っていない | | | | | | | |
| | | | □ | 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯についての保育従事者の配置に留意している（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須） | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 常時、保育に従事する者が複数配置されている（現に保育されている児童が１人である場合を除く） | | | | | | | |
| | | | □ | 常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用していない | | | | | | | |
| ２ 保育室等の構造設備及び面積<br>※保育室の必要面積等は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること | 保育室 | 必須 | □ | 乳幼児の保育を行う部屋があり、概ね乳幼児１人当たり１．６５㎡以上となっている | 必要面積 | 0.00㎡ | 実面積 | ㎡ | | | |
| | | 必須 | □ | 乳児（概ね1歳未満の児童をいう）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されている（事故防止の観点から、別の部屋又はベビーフェンス等で区画されている） | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育室は、採光が確保されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育室は、換気が確保されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育室は、安全が確保されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 乳幼児のベット使用に当たっては、同一の乳幼児ベットに2人以上の乳幼児を寝かせていない | | | | | | | |
| | 便所 | 必須 | □ | 概ね幼児20人につき1以上ある | 必要な数 | 0.0 | 実際の数 | | | | |
| | | 必須 | □ | 手洗い設備がある | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 保育室及び調理室と区画されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 子供が安全に使用できる（幼児が安全に使用するのに適当なものである） | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | 衛生面に配慮されている | | | | | | | |
| | 調理室 | | □ | 給食の調理が可能な調理室がある（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須） | | | | | | | |
| | | | □ | 加熱・保存・配膳等のために必要な調理機能を有した調理室がある<br>（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）や家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須） | | | | | | | |
| | | | □ | 保育室と簡単に出入りできないように区画されている（※調理室がある場合必須） | | | | | | | |
| | | | □ | 衛生的状態が保たれている（※調理室がある場合必須） | | | | | | | |
| | | | □ | 調理室は、当該施設内にあって専用のものか、又は施設外共用であるが、必要なときに利用できる（※調理室がある場合必須） | | | | | | | |
| ３ 非常災害に対する措置 | | 必須 | □ | A　消火用具が設置されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | B　非常口は、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されている | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | C　消火器具の使用方法や設置場所について、保育従事者全員が理解している | | | | | | | |
| | | | □ | D　消防計画が適正に作成され届出が行われている（※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須） | | | | | | | |
| | | | □ | E　防火責任者の選任届出が行われている（※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須） | | | | | | | |
| | | 必須 | □ | F　避難消火等の訓練（消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則）を毎月1回以上実施している | | | | | | | |

| 分類 | | チェック | | 項目 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 保育室を２階以上に設ける場合の条件 | 災害避難の観点から、保育室は原則として１階に設けることが望ましい | | | | 設置階数 | 階 |
| | 保育室を２階に設ける建物 | 必須 | □ | 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている | | |
| | | 必須 | □ | イ　建築基準法第2条第9号の２に規定する耐火建築物又は同法同号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）である | | |
| | | 必須 | □ | ロ　乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ１以上設けられている<br>（い）　□屋内階段　□屋外階段<br>（ろ）<br>□建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段　□待避上有効なバルコニー<br>□建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備　□屋外階段 | | |
| | | | □ | 上記イ及びロ満たさない場合は、上記３のA～Fに特に留意する必要がある（※上記イ及びロを満たさない場合必須） | | |
| | 保育室を３階に設ける建物 | 必須 | □ | イ　建築基準法第2条第9号の２に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可） | | |
| | | 必須 | □ | ロ　乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ１以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている<br>（い）<br>□建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段　□屋外階段<br>（ろ）<br>□建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>□建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備　□屋外階段 | | |
| | | | □ | ハ　保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須）<br>□保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合<br>□保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合 | | |
| | | 必須 | □ | ニ　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている | | |
| | | 必須 | □ | ホ　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている | | |
| | | 必須 | □ | ヘ　非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている | | |
| | | 必須 | □ | ト　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている | | |
| | 保育室を４階に設ける建物 | 必須 | □ | イ　建築基準法第2条第9号の２に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可） | | |
| | | 必須 | □ | ロ　乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ１以上設けられていて、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている<br>（い）<br>□建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段<br>□建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段<br>（ろ）<br>□建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同上第3項第2号に規定する構造を有する場所を除き、同号に規定する構造を有する者に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第４号及び第10号を満たすものとする。）<br>□建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>□建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 | | |
| | | | □ | ハ　保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。（※調理室がある場合必須）<br>□保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合<br>□保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合 | | |

| 分類 | | チェック | | 項目 |
|---|---|---|---|---|
| | | 必須 | □ | 二　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている |
| | | 必須 | □ | ホ　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている |
| | | 必須 | □ | ヘ　非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている |
| | | 必須 | □ | ト　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている |
| 5 保育の内容 | 保育の内容 | 必須 | □ | 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫している |
| | | 必須 | □ | 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めている |
| | | 必須 | □ | 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行している |
| | | 必須 | □ | 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていない |
| | | 必須 | □ | 必要な遊具、保育用品等を備えている（テレビは含まない） |
| | 保育姿勢等 | 必須 | □ | 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢である |
| | | 必須 | □ | 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている |
| | | 必須 | □ | 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している |
| | | 必須 | □ | 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっている |
| | | 必須 | □ | 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡している |
| | | 必須 | □ | 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている |
| | | 必須 | □ | 消防署、病院等の連絡先一覧表等も整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている |
| | | 必須 | □ | 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応する |
| 6 給食 | | | □ | 調理室の衛生管理を適切に行う（※調理室がある場合必須） |
| | | | □ | 調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行う（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 食器類や哺乳ビンは使用するごとによく洗い、定期的に煮沸消毒を行う（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育従事者間で共用されていない（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 食品の保存（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じている（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供又は、家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施している（※施設内でを調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 児童の年齢や発育、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とする（※施設内でを調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容か（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | 必須 | □ | 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われている |
| | | | □ | 離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払われている（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須） |
| | | | □ | 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理されている（※施設内でを調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| 7 健康管理・安全確保 | | 必須 | □ | 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児状態の報告を受けている（体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等） |
| | | 必須 | □ | 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われ、保護者へ乳幼児の状態を報告している |
| | | 必須 | □ | 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行う |
| | | 必須 | □ | 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び１年に２回実施する（直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書の提出を受ける、母子手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行っている場合はこれに代えることができる） |
| | | 必須 | □ | 職員の健康診断を採用時及び年に１回実施する |
| | | | □ | 調理に携わる職員には、概ね月１回検便を実施する（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須） |
| | | 必須 | □ | 必要な医薬品その他医療品を備えられている（最低必要なもの：体温計・水まくら・消毒薬・絆創膏類） |
| | | 必須 | □ | 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示する |
| | | 必須 | □ | 感染症にかかっていた児童の再登園については、かかりつけ医の「治癒証明書」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めている |
| | | 必須 | □ | 感染症予防のため、歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備している |
| | | 必須 | □ | 乳幼児突然死症候群の予防のため、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する　※医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあ |

| 分類 | チェック | | 項目 | |
|---|---|---|---|---|
| | 必須 | □ | 乳幼児突然死症候群の予防のため、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる | るため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要 |
| | 必須 | □ | 保育室では禁煙を厳守する | |
| | 必須 | □ | 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う | |
| | 必須 | □ | 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図る | |
| | 必須 | □ | 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備する | |
| | 必須 | □ | 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施している | |
| | 必須 | □ | 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えている | |
| | | □ | 過去の死亡事故等の重大事故については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている（※該当する場合必須） | |
| 8 利用者への情報提供 | 必須 | □ | 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供している（ここdeサーチに掲載している） | |
| | 必須 | □ | 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付する | |
| | 必須 | □ | 利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努める | |
| 9 備える帳簿 | 必須 | □ | 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿を整備している | |
| | 必須 | □ | 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備している | |